

別表十二（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成29年改正法附則第68条《特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法第55条の3第3項から第6項まで《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年改正法附則第83条《連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法第68条の43の3第3項若しくは第4項《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「均等益金算入額
(3) $\times \frac{4}{36, 48 \text{ 又は } 60}$ 」は、次により記載します。

(1) 目標到達期間の月数（平成29年改正措置法令附則第20条《特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる

平成29年改正前の措置法令第32条の4第2項第1号《特定事業再編投資損失準備金》又は平成29年改正措置法令附則第27条《連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第39条の72の3第1項第1号《特定事業再編投資損失準備金》に規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)において同じ。)が48未満である場合には、「48又は60」を消します。

(2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消します。

(3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」を消します。

(4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。

3 「期首特定事業再編投資損失準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の特定事業再編投資損失準備金の金額を記載します。